

国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事（設計・施工）
事業者選定公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月 28 日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市 建設環境部 環境対策課 清掃施設係

住所：〒185-0013 東京都国分寺市西恋ヶ窪 3 - 33 - 3

電話：042-321-5300 FAX 042-326-4410

E-mail：seisoushisetsu@city.kokubunji.tokyo.jp

目次

1	業務の概要.....	1
2	プロポーザルの概要（スケジュール等）	4
3	公募方法.....	5
4	参加資格・参加申込	5
5	現地確認.....	8
6	参加表明書及び参加資格審査書類等の提出	9
7	技術提案書等の提出	11
8	技術提案書等の内容	13
9	質問・回答.....	14
10	審査方法及び審査結果の発表	15
11	審査項目（審査基準）	17
12	契約の締結等.....	17
13	事業者の責任の明確化に関する事項	20

1 業務の概要

(1) 件名 国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事（設計・施工）

(2) 業務目的

「国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事」（以下「本事業」という。）において、令和2年度より国分寺市（以下「発注者」という。）のもやせのごみを浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設にて処理を行っているが、引き続き、もやせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ（危険品）及び資源物について処理を行っていく必要があり、平成29年3月に策定した（仮称）国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画（令和5年8月改定）に基づき、廃止済である焼却施設及びその付帯設備であり、現在稼働中の破碎処理施設を解体撤去し、新施設建設に向け準備を行うものである。

なお、国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去に当たっては、同敷地内で引き続き、ごみの仮設処理を行っていることや、周辺地域が住宅地、学校及び市民室内プールが隣接していることもあり、騒音・振動・粉塵などに対する対策や、周辺施設利用者、学童に対する安全への配慮が特に求められている。また、ダイオキシン類等有害物質が残存することを踏まえ、汚染区域の隔離養生方法、除染方法、煙突の解体工法等、高度かつ専門的な能力・知識を有する者のノウハウを活用することにより、安全かつ確実に施工できる事業者を選定するため、工事金額だけではなく、それ以外の技術等を含めた提案部分を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式により最適な事業者を選定する。

(3) 内容

詳細は別添「国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事（設計・施工）要求水準書」（要求水準添付資料を含む。以下「要求水準書」という。）を参照すること。

(4) 工期

契約締結日の翌日から令和10年10月31日まで

なお、本事業を継続することが適当でないと認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

(5) 履行場所

東京都国分寺市西恋ヶ窪4丁目9番地8他

(6) 提案上限額

2,315,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

(7) 工事概要

① 施設概要

ア 名 称：国分寺市清掃センター

イ 焼却方式：ストーカ式

ウ 破砕処理方式：せん断式破砕機、磁選機及び手選別

エ 施設規模：焼却140t/日(70t/24h×2炉)、破砕30t/日(30t/5h)

オ 竣工年月：昭和60年8月

② 建築概要

ア 工場棟

- ・構造 RC+S造(場所打ちコンクリート杭)

- ・建築面積 2,507.12m²

- ・延床面積 5,640.91m²

イ 車庫棟

- ・構造 S造

- ・建築面積 347.18m²

- ・延床面積 347.18m²

③ 工事範囲

ア 本施設解体撤去工事

- ・仮設工事

- ・ダイオキシン類等ばく露防止対策工事

管理区域の養生方法としては、管理区域の対象室の目張り養生を行うことを原則とする。

- ・作業従事者のダイオキシン類等ばく露防止対策

- ・建築物等の解体撤去工事

- ・プラント設備解体撤去工事

- ・電気・計装設備解体撤去工事

- ・蒸気供給管、蒸気戻り管、蒸気ドレン管および支持構造物撤去工事
(工場棟南端カルバート部のみ)

- ・樹木伐採・伐根作業

- ・外構解体撤去工事(場内舗装、雨水排水設備、マンホール、フェンス、外灯等)

- ・埋め戻し及び整地工事

- ・解体廃棄物の処理・処分、スクラップ

- ・事前調査(要求水準書による。)

- ・解体撤去前、解体撤去中及び解体撤去後の環境調査

ダイオキシン類、重金属類、粉じん、土壌、騒音、振動等の環境調査

- ・解体前、解体後の家屋調査の実施を行う。(実施範囲については30m

を基準とし、監督員と調整のうえ必要な範囲を行うものとする。)

- ・その他必要な工事及び公官庁届出資料の作成支援、循環型社会形成推進交付金関連資料作成支援一式

(8) 実施方法

公募型プロポーザル方式

(9) 募集に係る書類の優先順位

工事請負契約に係る書類の相違がある場合、各書類の優先順位は以下のとおりである。

- ① 質問回答書
- ② 実施要領
- ③ 要求水準書
- ④ 工事請負契約約款

(10) 支払条件

令和7年度に契約締結を予定しているが、当該年度の支払いはなく、令和8年4月1日以降の支払いとする。その他は、「国分寺市公共工事の前払金取扱要綱」、「国分寺市公共工事の中間前払金取扱要綱」、「工事請負契約約款」による。

(11) その他の留意事項

当該工事は小学校及び住宅地が隣接し、安全管理に十分配慮した内容とし、周辺の生活環境への影響を最大限抑制すること。

(12) 地元経済への配慮

構成員及び下請契約を締結する事業者には、市内に本店又は支店、営業所を有する者を加えるよう努めるとともに、事業期間中、必要な資機材、備品、飲食物及び消耗品等の調達、並びに人材を雇用する際は、市内から調達又は雇用する等、市内事業者の育成、地域経済の持続的な成長を牽引し、更には地域と共に発展することを目指し、本事業を実施すること。

2 プロポーザルの概要（スケジュール等）

(1) スケジュール

選定スケジュールは以下のとおり（予定）。

① プロポーザルの実施の公表、参加表明等

	項目	期間等
1	プロポーザルの実施の公表 実施要領等の配布	令和7年4月28日（月）から 令和7年6月13日（金）まで
2	現地確認の申込受付	令和7年4月28日（月）午前8時30分から 令和7年5月9日（金）午後5時まで
3	現地確認可能期間	令和7年5月12日（月）から 令和7年5月16日（金）まで
4	質問受付	令和7年4月28日（月）午前8時30分から 令和7年5月16日（金）午後5時まで
5	参加表明（参加資格・参加申込及び現地確認）に関する質問回答	令和7年5月23日（金）まで
6	参加表明以外に関する質問回答	令和7年5月30日（金）まで
7	参加表明書及び参加資格審査書類等の提出 受付	令和7年5月26日（月）午前8時30分から 令和7年6月13日（金）午後5時まで
8	参加資格審査結果通知	令和7年6月27日（金）まで

② 技術提案、審査等

1	技術提案書等の提出	令和7年9月1日（月）午前8時30分から 令和7年9月5日（金）午後5時まで
2	技術基礎審査（書類審査）結果通知	令和7年9月26日（金）まで
3	技術提案審査（プレゼンテーションの実施）	令和7年10月15日（水）
4	技術提案審査結果通知	令和7年10月24日（金）
5	優先交渉権者との協議 （提案内容に基づく仕様書最終調整）	令和7年11月19日（水）まで
6	仮契約締結	令和7年12月23日（火）（予定）
7	契約締結	令和8年3月下旬

3 公募方法

(1) 公募方法

- ・国分寺市ホームページ、東京電子自治体共同運営電子調達サービス

(2) 募集期間

- ・令和7年5月26日（月）午前8時30分から令和7年6月13日（金）午後5時まで

4 参加資格・参加申込

(1) 参加資格

国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事事業者選定公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加する者（以下「参加者」という。）は、以下の全ての要件を満たしている者とする。

① 参加者の構成等

- ア 単体企業又は共同企業体（甲型の協定方式によるものに限る）
- イ 単体企業及び共同企業体の代表構成員の参加資格に関する要件
建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23（経営事項審査）第1項に規定する、国土交通大臣又は都道府県知事の行う経営事項の審査によるプロポーザルの実施の公表時点の総合評定値P点（土木一式あるいは建築一式）が1,400点以上の者とする。
- ウ 共同企業体の出資比率に関する要件（最低出資比率）
代表構成員は最大出資比率の企業とし、代表構成員以外の構成員については1者の場合には出資比率は30%以上、2者以上の場合は20%以上とする。

② 共通する参加要件

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1号各号のいずれにも該当していないこと。
- イ 参加表明書及び資格審査書類の提出期限から契約締結までの間に市から指名停止処分を受けていない者であること。
- ウ 国分寺市契約事務規則（昭和40年規則第5号）第35条の規定による資格審査サービスに登録された者であること。なお、共同企業体の場合は代表者及び構成員それぞれの要件とする。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続きを開始していないこと。また、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立

または破産手続中の者でないこと。

オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。

カ 銀行取引停止処分がなされていない者であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 21 号）第 2 条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

ク 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

ケ 構成員は、他の共同企業体の代表構成員及び構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

コ 市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と、資本関係のないこと。

- ・ 国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事に係る発注支援業務委託 受託者 株式会社エックス都市研究所

③ 単独企業及び共同企業体（甲型の協定方式によるものに限る）の代表者に係る要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 建設業法第 15 条の規定に基づく土木一式工事又は建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 土木一式工事又は建築一式工事に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23（経営事項審査）第 1 項に規定する、国土交通大臣又は都道府県知事の行う経営事項の審査によるプロポーザルの実施の公表時点の総合評定値 P 点（土木一式あるいは建築一式）が 1,400 点以上の者とする。

ウ 平成 13 年度以降に、廃棄物焼却施設の解体撤去工事を「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に従って施工完了した実績を有すること。

エ 現場施工に着手する日までに、次のいずれにも該当する者を工事現場に専任で配置できること。

- 1) 土木一式工事又は建築一式工事に対応する国家資格を有する者であって、参加資格確認申請書を提出した日の前日までに監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者。
- 2) 参加資格確認申請書の書類を提出した日の 3 か月以上前から継続して、当該公募参加業者と直接的な雇用関係にある者。

(2) 制限事項

- ① 参加者 1 者につき複数の提案は認めない。
- ② 参加表明書及び参加資格審査書類等を提出する時点において、本プロポーザルに参加しようとする他の者（構成するメンバーの全て）との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること（構成するメンバーの全て）。
 - ア 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - イ 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ウ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - エ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

(3) 参加申込に係る書類の配布

① 実施要領等の配布

ア 国分寺市ホームページによる掲載

・掲載期間

令和 7 年 4 月 28 日（月）から令和 7 年 6 月 13 日（金）まで

・以下のホームページから入手することができる。

国分寺市役所ホームページ

(<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/index.html>)

＞発注・入札＞国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事事業者
選定公募型プロポーザルの実施について

※東京電子自治体共同運営電子調達サービスのお知らせにも掲載する。

② 要求水準書等の配布

ア 電子データによる提供

・提供期間

令和 7 年 4 月 28 日（月）から令和 7 年 6 月 13 日（金）まで

・電子データの提供方法

電子データを書き込んだ DVD-R を事務局にて手渡しで配布する。

電子データ受領の際、要求水準書等資料配布申込書（様式 1）、守

秘義務誓約書（様式2）、東京電子自治体共同運営電子調達サービス受付票の写し（入札参加資格の有無と代表者印の確認を行う）を提出する。なお、電子データを希望する場合は、事務局あてに電話またはメールにて申請し、電子データ受領日時の調整を行うこと。

配布した資料は、守秘義務誓約書のとおり、本プロポーザルの技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。また配布された DVD-R を含め、提供を受けた電子データ（誓約者が複製又は印刷したものを含む）は、本プロポーザル終了後、情報漏洩のないように破棄すること。

5 現地確認

(1) 申込方法

本事業予定地の確認を希望する場合は、現地確認参加申込書（様式3）を事務局あてに電子メールにて提出すること。現地確認に申込みできる者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの土木工事又は建築工事の登録を受けた者に限る（ただし、同伴者はこの限りではない）。なお送信後は、必ず事務局あてに電話にて受信確認を行うこと。

(2) 申込受付期間

令和7年4月28日（月）午前8時30分から令和7年5月9日（金）午後5時まで

(3) 現地確認可能期間

令和7年5月12日（月）から令和7年5月16日（金）まで
なお、現地確認の際には質問は受け付けない。
質問は、「9 質問・回答」による。

(4) 現地確認日時等の連絡

現地確認日時等は事務局にて調整のうえ、現地確認参加申込書（様式3）に記載の担当者連絡先に電子メールにて連絡する。

6 参加表明書及び参加資格審査書類等の提出

参加表明書及び参加資格審査書類等を提出する者は、以下のとおり資料を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

参加表明書等を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、押印のうえ、指定された部数を提出すること。なお、完備されていない書類は原則受け付けないので留意すること。

	書類名称	様式	サイズ	部数
①	参加表明書	様式 4	A 4	1 部
②	共同企業体結成に係る協定書	(任意、ひな形を参考)	A 4	1 部
③	参加資格要件に係る資料 ※ 1	様式 6	A 4	1 部
④	直近の法人事業税（地方法人特別税を含む）の納税証明書・納税証明書その 1（法人税）・納税証明書その 1（消費税及び地方消費税）	—	—	1 部

※ 1 記入した実績については、契約書の鑑の写しの他、業務内容が要件に該当することが正確に確認できる資料等を添付し、該当箇所をマーカーするなど明示すること。

(2) 提出上の留意事項

- ① 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受理しない。
- ② 発注者が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。

(3) 提出場所（事務局）

国分寺市 建設環境部 環境対策課 清掃施設係

（東京都国分寺市西恋ヶ窪三丁目 33-3）

TEL 042-321-5300 FAX 042-326-4410

電子メール seisoushisetsu@city.kokubunji.tokyo.jp

(4) 提出期間

令和 7 年 5 月 26 日（月）午前 8 時 30 分から令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時まで

※上記期間内の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時までの時間に提出すること。

(5) 提出方法

提出場所に持参すること。持参する際は、必ず事前に電話すること。

(6) 参加表明書受理の通知

参加表明書を受理した通知を各参加者に対して、令和7年6月18日（水）までに電子メール及び書面で通知する。

(7) 参加資格審査結果通知

令和7年6月27日（金）までに書面で通知する。

(8) 参加資格要件を満たさなくなった場合の対応

- ① 参加資格要件を確認した日の翌日から技術提案書提出日までの間に、参加者の構成員が参加資格を欠くに至った場合、当該参加者は本プロポーザルに参加できない。ただし、当該参加者が参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、市が参加資格を確認の上、これを認めた場合は本プロポーザルに参加できるものとする。

なお、この場合、補充する構成員の参加資格要件確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。

- ② 技術提案書提出日の翌日から優先交渉権者決定日までの間に、参加者の構成員が参加資格を欠くに至った場合、市は当該参加者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、当該参加者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、市が参加資格を確認の上、当該参加者の提案内容の継続性に支障をきたさないと判断した場合は、当該参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

なお、この場合、補充する構成員の参加資格要件確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。

- ③ 優先交渉権者決定日の翌日から基本協定締結日までの間に、優先交渉権者の構成員が参加資格を欠くに至った場合、市は優先交渉権者と基本協定を締結しない。この場合において、市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、市が参加資格を確認の上、審査結果に対する明らかな影響が認められず、かつ提案内容の継続性に支障をきたさないと判断した場合は、優先交渉権者と基本協定を締結する。

なお、この場合、補充する構成員の参加資格要件確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。

7 技術提案書等の提出

(1) 提出書類

技術提案書等を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、指定された部数を提出すること。なお、完備されていない書類は原則受け付けないので留意すること。

	書類名称 ※1	様式	サイズ	部数
①	基本設計図書（技術概要書を含む） ※2	書式自由	A 4	1 部
②	技術提案書 ※3 ※4	様式 7	A 4	9 部
③	見積書	様式 8-1	A 4	1 部
④	見積内訳書 ※5	様式 8-2	A 4	1 部
—	電子データ（CD-R 又は DVD-R） ※6	—	—	1 部

※1 複数のページにわたる資料は、それぞれにページ番号を付して、左上をステープル留めすること。また、用紙の余白は、上下左右、最低 15mm 以上を確保すること。（ページ番号は除く）

※2 本プロポーザルに係る実施要領及び国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事要求水準書（以下、「要求水準書」という。）に基づき、現場条件、周辺環境を考慮した適切な方法を選定して、安全性・環境性・品質等に配慮した施工計画を立案し、その内容を示した技術提案書（様式 7）及び要求水準書に定める基本設計図書を提出すること。

※3 技術提案書は正本を 1 部、副本を 8 部提出のこと。

※4 提案内容については、要求水準書及び基本計画図等（質問書（回答書）を含む）に示す機能等を踏まえ、本実施要領 8 で示す項目について記載すること。また、企業（参加者）が推測できるような記載は避けること。

※5 見積内訳書（様式 8-2）は、無地の封筒に入れて封印し、本業務名、提案金額見積書在中である旨を明記すること。見積書は、二重封筒とし、見積書の中封筒に入れ、封かんの上、公募参加者の名称及び公募に係る件名を表記し、外封筒には見積書在中の旨を朱書きすること。なお、封筒の大きさについては任意とする。

また、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を見積書に記載すること。

※6 CD-R（容量が不足する場合は DVD-R とする。）に、①～④の提出書類及び※3 の参考資料の電子データを格納し提出のこと。電子データの保存方式は、PDF 形式及び MS-OFFICE ワード、エクセル形式とし、提出前に必ずウイルスチェックを行うこと。

(2) 提出上の留意事項

- ① 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は受理しない。
- ② 技術提案書等を受理した後は、その追加及び修正は認めない。ただし、発注者が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。
- ③ 著作権は、それぞれの参加者に帰属する。
- ④ 事務局は、優先交渉権者及び次点者の選定作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- ⑤ 提出された技術提案書等の返却は行わない。

(3) 技術提案書等の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ① 参加者が参加要件を満たしていない場合。
- ② 技術提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- ③ 技術提案書等の様式及び本実施要領に示された条件に適合しない場合。
- ④ 技術提案書、その他の一切の書類中に虚偽の内容が記載されている場合。
- ⑤ 参加者が2つ以上の技術提案書を提出した場合。
- ⑥ 参加者が、関係者に技術提案書等に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。

(4) 提出場所（事務局）

国分寺市 建設環境部 環境対策課 清掃施設係
(東京都国分寺市西恋ヶ窪三丁目 33-3)

TEL 042-321-5300 FAX 042-326-4410

電子メール seisoushisetsu@city.kokubunji.tokyo.jp

(5) 提出期間

令和7年9月1日（月）午前8時30分から令和7年9月5日（金）
午後5時まで（正午から午後1時を除く）

(6) 提出方法

提出場所に持参すること。提出時においては、参加申込者の代表者印を確認するために、「東京電子自治体共同運営電子調達サービス受付票」（写しで可）を持参すること。

8 技術提案書等の内容

(1) 技術提案書等の評価項目と記載内容

下記の「技術提案書等の評価項目」について簡潔に記載すること。

(2) 作成上の留意事項

文字の大きさは原則 10.5 ポイント以上とすること。文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、考え方をわかりやすく簡潔に記載すること。図表に含まれる文字の大きさは問わない。

技術提案は、市が指定するひとつの詳細評価項目に対しひとつの提案とし、内容や費用が異なる選択可能な複数の提案を認めない。

なお、提案書（正本）の他、審査用に使用する提案書（副本）においては商号又は名称、施設名、ロゴマーク等、公募プロポーザル参加者が特定できる表現の使用は禁止する。用紙サイズは、様式に指定がある場合を除き、日本工業規格 A 4 版 縦書き横書き左とじとする。

技術提案書等の評価項目

評価項目		詳細評価項目（提案の課題となるテーマ）	提案書枚数
実績評価		企業の実績	様式 7-3
		配置予定者の実績	
技術 提案 評価	施工計画・ 工程管理に 関する事項	(1) 施工計画	様式 7-5 (A 4) 12 ページ
		(2) 工程管理	
		(3) 施工体制	
		(4) 安全管理	
		(5) その他自由提案	
	品質管理に 関する事項	(1) ダイオキシン類ばく露防止対策	様式 7-6 (A 4) 12 ページ
		(2) 除染時のモニタリング対策	
		(3) 基礎及び杭撤去時の確実性	
		(4) その他自由提案	
	周辺環境及 び企業・住 民への配慮	(1) 周辺環境等への配慮	様式 7-7 (A 4) 12 ページ
		(2) 地元企業との連携	
		(3) 地域住民対応	
		(4) その他自由提案	
見積書		様式 8-1 (A 4) 1 ページ	
見積内訳書		様式 8-2 (A 4) 2 ページ	

9 質問・回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある場合は、その内容を簡潔に記した「質問書」（様式5）を使用し提出すること。電話での質問は受け付けない。

なお、本プロポーザルに関連のない事項及び下記提出期間以外の質問は受け付けない。また、質問及び回答に参加できるのは、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの土木工事又は建築工事の登録を受けた者に限る。

(2) 提出方法

質問は、事務局までE-mailにより行うものとする。E-mailの送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

送付先アドレス：seisoushisetsu@city.kokubunji.tokyo.jp

メールのタイトルは「(提出者名) 一国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事に関する質問」とする。

(3) 質問受付期間

- ・参加表明（参加資格・参加申込及び現地確認）に関する質問
令和7年4月28日（月）午前8時30分から令和7年5月16日（金）午後5時まで
- ・参加表明以外に関する質問
令和7年4月28日（月）午前8時30分から令和7年5月23日（金）午後5時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、以下の期日までに国分寺市のホームページに掲載する。（回答には参加者名を表示しない。）

- ・参加表明関係
令和7年5月23日（金）まで
- ・参加表明以外
令和7年5月30日（金）まで

10 審査方法及び審査結果の発表

(1) 審査

優先交渉権者及び次点者の選定にかかる審査（技術基礎審査及び技術提案審査）は、「国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

本プロポーザルの選定は、技術基礎審査を行い、通過したものが技術提案審査へ進む。技術提案審査は書類審査及びプレゼンテーションとし、優先交渉権者を選定する。

① 技術基礎審査

提出書類（見積書・技術提案書等）のうち、技術提案書に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。技術提案書に記載された内容が基礎審査項目を満たしていない場合は、失格とする。

ア 技術提案書の構成

技術提案書について、必要な書類が揃っており、本実施要領に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

イ 提案内容の整合性

技術提案書全体について、書類間の整合が図られ提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

ウ 要求水準内容の達成

技術提案書の内容が要求水準書内容を満たしていること。

② 技術基礎審査結果の通知

技術基礎審査終了後、事務局から技術基礎審査結果を通知する。

- ・審査結果通知 令和7年9月26日（金）まで

③ プレゼンテーションの実施

技術提案内容の確認のため、応募者はプレゼンテーションを実施し、委員からのヒアリングを受ける。

ア 事業者説明方法

- ・技術提案書、プレゼンテーション及び審査委員による質疑応答を行う。
- ・技術提案書、プレゼンテーションは30分以内とし、質疑応答は15分とする。
- ・説明者は担当者及び他4人の計5人以内（機器の準備及び操作をする者も含める）とする。なお、5人以内であれば外部協力者の

出席も可とする。

- ・使用する資料は技術提案書（及び説明書補足資料）に原則限るものとする。
- ・プレゼンテーションを行う際のパソコン及びプロジェクター等の機器は、各自で用意するものとする。スクリーンは事務局で用意したものを使用する。
- ・参加者は、審査時の説明に際して事業者名を伏せることとする。そのため、審査時に事業者名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。
- ・プレゼンテーションの順番は、提案者の五十音順とする。

④ 審査結果の通知・公表

技術提案審査終了後、事務局から技術提案審査結果を技術提案審査結果通知書にて通知する。

- ・審査結果通知日 令和7年10月24日（金）（予定）
併せて、本件契約締結後、市のホームページで次の内容を公表する。
- ・審査結果報告書

⑤ 開示事項

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により発注者に対し、説明を求めることができる。発注者は、前述の者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書を通知する。

- ・提出期限は、結果通知の消印日の翌日から起算して14日（閉庁日を除く）以内とする。
- ・受付時間は、閉庁日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- ・提出方法は、事務局へ持参のこと。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ② 提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
- ③ 許容された表現以外の表現方法が用いられている者
- ④ 技術提案書において、故意に提案者が判別できるようにした者
- ⑤ 参加資格がなく提出書類を提出した者
- ⑥ 審査委員会の委員または事務局関係者と本プロポーザルに関する接触を求めた者

- ⑦ 審査において、指定された時間に遅れた者
- ⑧ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑨ 本実施要領に示す提案上限額を超えた者
- ⑩ その他、審査委員会が不適格と認めた者

11 審査項目（審査基準）

別紙、「国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事（設計・施工）事業者選定公募型プロポーザル審査基準」のとおり。

12 契約の締結等

(1) 契約方法

① 優先交渉権者との契約の流れについて（設計施工一括工事請負契約）

発注者は、優先交渉権者に選定された者と協議し、本業務に係る仕様を確定させたうえで、仮契約を締結する。なお、仮契約締結後、令和8年第1回国分寺市議会定例会において議決の結果、可決された場合に効力を生じるものとする。

② 合意に至らなかった場合

優先交渉権者と協議した結果、契約条件等で合意に至らなかった場合や、本プロポーザル終了後から契約締結までの間に失格事項に該当することが判明した場合、または地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし、次の順位の者と契約締結の交渉を行う。

③ 契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

④ 請負代金内訳書の作成

仮契約締結時、提案金額見積書に記載した科目に沿って細目まで記載した請負代金内訳書及び単価の根拠となるメーカー見積書及び労務単価等の根拠資料を発注者に提出するものとする。

⑤ 契約変更の取り扱い

次のとおり行うものとする。

- ア 貸与する地質調査資料に明示されている地質と施工にて確認される地質が異なる場合は、発注者と受注者の協議に基づき、発注者が認めたものについては、変更の対象とする。
- イ 不可抗力（地震等）によって地形等が変化し、施工数量に変更がある場合は、変更の対象とする。
- ウ 社会的条件（地元対応等）によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合には変更の対象とする。
- エ 関係機関や地元協議会等との協議により、施工条件の変更が生じた

場合には変更の対象とする。

オ その他疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

(2) 配置予定技術者の確認

優先交渉権者決定後、配置予定技術者の変更は、原則として認めないこととする。

(3) その他

- ① 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- ② 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。
- ③ 本プロポーザルは1者以上をもって成立とする。1者の場合は総合評価点の6割以上であることを条件とする。
- ④ 技術提案書は、国分寺市情報公開条例に基づく申請があった場合には、契約締結後、市は公開することができるものとする。ただし、公にすることにより受注者の権利利益を害する恐れや、競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれる可能性がある则认为られる場合は、協議のうえ公開しないものとする。
- ⑤ 提出された書類は、選定に必要な範囲等において複製する場合がある。
- ⑥ 提出された書類等一式は、返却しない。
- ⑦ 優先交渉権者は市のホームページ等で公開する。
- ⑧ 本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び本業務に関連して発注者が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で可以使用することとする。
- ⑨ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した参加者が全て負うこと。
- ⑩ 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ⑪ 技術提案書提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退の申し出を行うこと。なお、辞退届（任意様式）を提出する場合は、令和7年9月26日（金）午後5時（必着）までに持参（閉庁日を除く午前8時から正午又は午後1時から午後5時までに限る）又は郵送（「特定記録郵便」又は「書留郵便」に限る）で提出することとし、併せてその理由を記載した書面（任意様式）を添付すること。

⑫ 地域貢献金額が達成できなかった場合の措置

地域貢献金額について、市は、提案金額に対する実施状況等について確認を行うため、工事請負者は応募時に提案した内容の確認に必要となる資料を契約後に速やかに提出するものとする。確認の結果、提案金額より実績金額が低かった場合は、工事請負者に対し改善に向けた指示を行うものとし、提案金額と同等以上の代替案を提案させ、事業者は市の承諾を得た上で、代替案を実施するものとする。

⑬ 様式一覧

要求水準書等資料配布申込書	様式 1
守秘義務誓約書	様式 2
現地確認参加申込書	様式 3
参加表明書	様式 4
質問書	様式 5
参加資格確認申請書	様式 6-1 参加資格確認申請書（単独企業による応募） 様式 6-2-1 参加資格確認申請書（共同企業体による応募） 様式 6-2-2 構成員及び協力企業一覧表 様式 6-2-3 共同企業体の構成 様式 6-2-4 特定建設工事共同企業体協定書（記載方法） 様式 6-2-5 委任状（代表企業） 様式 6-2-6 委任状（代理人） 様式 6-3 各業務を担当する者の要件を証明する書類 （他の応募者と資本関係がないことを証明する書類） （総合評定値の複写を添付） （企業の施工実績） 様式 6-4 配置技術者届出書 様式 6-5-1 参加資格に関する誓約書（単独企業による応募） 様式 6-5-2 参加資格に関する誓約書（共同企業体による応募）
技術提案書	様式 7-1-1 技術提案書等提出届（単独企業での応募） 様式 7-1-2 技術提案書等提出届（共同企業体での応募） 様式 7-2-1 技術提案書に関する誓約書（単独企業での応募） 様式 7-2-2 技術提案書に関する誓約書（共同企業体での応募） 様式 7-3 企業及び配置予定者の実績 様式 7-4 実施工程表 様式 7-5 技術提案書様式（施工計画） 様式 7-6 技術提案書様式（品質管理） 様式 7-7 技術提案書様式（周辺環境・企業・住民配慮）
見積書	様式 8-1
見積内訳書	様式 8-2

13 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 予想されるリスク及び責任の分担

市と事業者のリスク分担は、原則として別紙—1 リスク分担表のとおりである。

別紙—1 リスク分担表

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	リスク分担先	
			発注者	請負者
技術特性	①工事条件	発注者が提示した工事条件の変更	○	
	②詳細設計	発注者による条件の付加による要求水準等の変更	○	
		上記以外		○
	③施工方法	施工方法に関する技術提案		○
	④その他	工法の性能確保、使用機械の故障、仮設材料の品質のばらつき等		○
自然条件	①地下部分	杭撤去作業等に対する地盤の影響	○	
	②気象	予測不可能な雨・雪・風・気温等による影響	○	
		上記以外		○
社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物の撤去・移設(工事条件に示したものにならない場合)	○	
	②近接施工	既設の工作物等の移設・撤去	○	
		上記以外		○
	③騒音・振動	周辺の住民等に対する配慮		○
	④水質汚濁	周辺環境に対する水質汚濁の配慮		○
	⑤工事用道路	公道を利用しての資機材搬入等による工事用道路の制約と近隣及び交通車両等への配慮		○
	⑥作業ヤード	作業ヤードの使用開始時期の調整	○	
		作業ヤードの制約と近隣への配慮		○
	⑦残土処理	土運搬場所の調整		○
	⑧その他	廃棄物の処分		○
マネジメント特性	①住民対応	近隣住民への対応	○	○
	②関係機関対応	関係行政機関等との対応	○	○
	③工程管理	工期・工程の制約、変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)	○	○
	④品質管理	材料及び施工の品質管理		○
	⑤安全管理	高所作業、閉鎖空間作業、夜間作業等の危険作業		○
	⑥その他	災害時の応急復旧等	○	○
その他	①不可抗力	地震等による地形の変化	○	
	②人為的なミス	見積り積算の間違い		○
	③法律・基準の改正	条例や法規の改正による施工変更、基準や指針の改正による施工変更、税制の変更による工事費の変更	○	